

協議第31号

地方税の取扱い(その2)について

地方税の取扱い(その2)について提出する。

平成16年4月28日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会  
会長 岩槻 健

協定項目	2 - (7)	地方税の取扱い
<p>1. 地方税の税率等の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民健康保険税について</p> <p>(医療分)</p> <p>賦課方式は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。</p> <p>賦課割合は、標準割合を基本に、低所得者に配慮して、新町の運営協議会において検討する。</p> <p>保険税率は、新町における医療費に見合う税率を定める。ただし、急激な負担増加としないため、平成19年度までは不均一課税を実施する。</p> <p>賦課限度額は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。</p> <p>(介護分)</p> <p>賦課方式は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。</p> <p>賦課割合は、標準割合を基本に、低所得者に配慮して、新町の運営協議会において検討する。</p> <p>保険税率は、新町における介護納付金に見合う税率を定め、平成17年度から統一する。</p> <p>賦課限度額は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。</p> <p>2. 納期については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民健康保険税については、村岡町の例による。</p>		

平成 年 月 日確認・継続協議